

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		都市利便増進協定の認定
根拠条例・規則等名		都市再生特別措置法
条 項		第 7 5 条
所 管 部 課		都市局 まちづくり推進部 市街地整備課（電話：048-829-1464）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>(1) 土地所有者等の相当部分が協定に参加していること。</p> <p>(2) 法第 1 1 8 条第 1 項の規定による指定を受けた都市再生推進法人が協定に参加していること。</p> <p>(3) 協定において定める法第 7 4 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、法第 4 6 条第 1 3 項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。</p> <p>(4) 協定において定める法第 7 4 条第 2 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。</p> <p>(5) 協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(6) 協定締結者が、次のいずれにも該当すること。</p> <p>(ア) 集团的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うことを助長するおそれがある団体（以下「暴力団」という。）でないこと。</p> <p>(イ) 暴力団の構成員又は暴力団と密接な関係を有する者が所属していないこと。</p>
	設定等年月日	平成 2 8 年 6 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	<p>（未設定）</p> <p>申請実績が少なく、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難であるため。</p>
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		